

神恵内村 対話の場（第2回）

次 第

1. 日時：2021年6月30日（水）18：30～20：30
2. 場所：神恵内村漁村センター
3. 次第：
 - （1）第1回の振り返り（公開）
 - ・会則や公開方法 等
 - （2）ワークショップ（映像のみ公開）
 - ・地層処分について思うこと
 - ・振り返り

以 上

神恵内村対話の場会則

神恵内村と原子力発電環境整備機構（以下「NUMO」という。）が共同で設置した神恵内村対話の場（以下「対話の場」という。）の運営について、以下のとおり定める。

（目的）

第1条 対話の場は、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業（以下「地層処分事業」という。）について、その仕組みや安全確保の考え方、文献調査の進捗状況等の情報をもとに意見交換を行うこと、及び地域の将来ビジョンに資する取り組みについて意見交換を行うこと、を通じ広く神恵内村民に地層処分事業等の理解を深めていただくことを目的とする。

（活動）

第2条 対話の場は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1） 対話の場の活動内容等を村、村議会及び村民へ報告・情報提供すること。
- （2） 前条に掲げる議論を村の中でさらに拡大・展開するため、様々な活動を企画すること。
- （3） その他対話の場の目的を達成するために必要と認められる活動。

（組織）

第3条 対話の場は、村内の各種団体及び地区の代表者並びに公募により選定された15歳以上の村内在住者による20名程度の委員をもって構成する。

- 2 委員は、お互いの意見を尊重し、穏健な運営に努める。
- 3 対話の場には、委員以外の者を出席させ、説明を求めることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、対話の場第1回開催の日より1年間とし、再任を妨げない。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由があるときは辞任することができる。
- 3 委員に欠員がある場合は、補充することができる。

（ファシリテーター等）

第5条 対話の場には、対話の場の進行役として、原則、ファシリテーターを参加させる。

- 2 対話の場には、説明、質疑応答等のため、原則、国及びNUMOの職員を参加させる。
- 3 対話の場には、必要に応じて、オブザーバーを参加させることができる。

（運営委員会）

第6条 対話の場の運営を円滑に遂行するため、対話の場に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の委員は、委員の互選により3名選出する。

- 3 運営委員会は、前項で選出された委員3名、NUMO及びファシリテーターで構成する。
- 4 運営委員会には、説明、質疑応答のため国の職員を参加させることができる。
- 5 運営委員会は、非公開とし、対話の場の開催に当たって、対話の場のスケジュール、テーマ、進行方法等の運営事項について、協議する。
- 6 その他対話の場の運営に必要な事項については、運営委員会において協議し、必要に応じて委員に諮る。

(委員の権利と責務)

第7条 委員は、対話の場において自由に発言することができる。ただし、発言は、対話の場の目的、及び活動内容に資するものに限ることとし、詳細は別途定める。

(対話の場の公開)

第8条 対話の場の運営にあたっては、場の透明性を確保するとともに、委員がそれぞれの立場を超えて相互に忌憚なく自由闊達な意見交換が行われることに十分配慮する。

(謝金)

第9条 対話の場及び運営委員会の開催に当たっては、委員に、「神恵内村公職者等の報酬及び費用弁償に関する条例」に準じて、日当及び交通費相当額を謝金として支払うことができる。

- 2 対話の場の開催に伴う委員の事故等に備え、損害保険を担保する。

(事務局)

第10条 対話の場の事務局はNUMOが行い、運営に必要な経費はNUMOが負担する。

- 2 神恵内村は、対話の場の運営、調整等について事務局に協力する。

附 則

この会則は、令和3年4月15日から施行する。

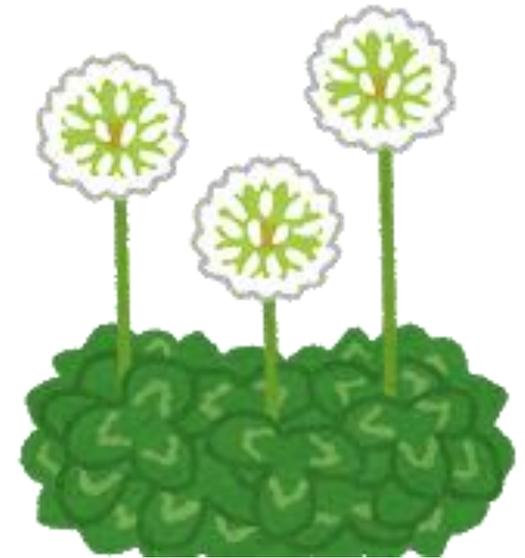
第2回 対話の場を始めましょう



今日のご参加いただき
ありがとうございます

今日の流れ

- ファシリテーターの立ち位置の確認
- 対話の場のルールの確認
- 前回の振り返り
- はじめの対話（休憩を含む）
- まとめ



ファシリテーターの 立ち位置の確認

NPO法人

市民と科学技術の仲介者たち

モットー

- 私たちは、市民が科学技術を良く知り、**正しく恐れる**活動に関わります。
- 私たちは、科学技術問題を扱う場の**仲介者**として、企画と進行を**お世話**します。
- 私たちは、予め答えが決まっている場には関わりません。
- 私たちは、何らかの答えを誘導するような行為には関わりません。

私たちは誰のためにここにいるのか？

私たちは、

対話の場に参加してくださっている皆さん

神恵内村に心を寄せてくださっている皆さん

将来世代の皆さん

のために、この場にいます。

対話の場の約束



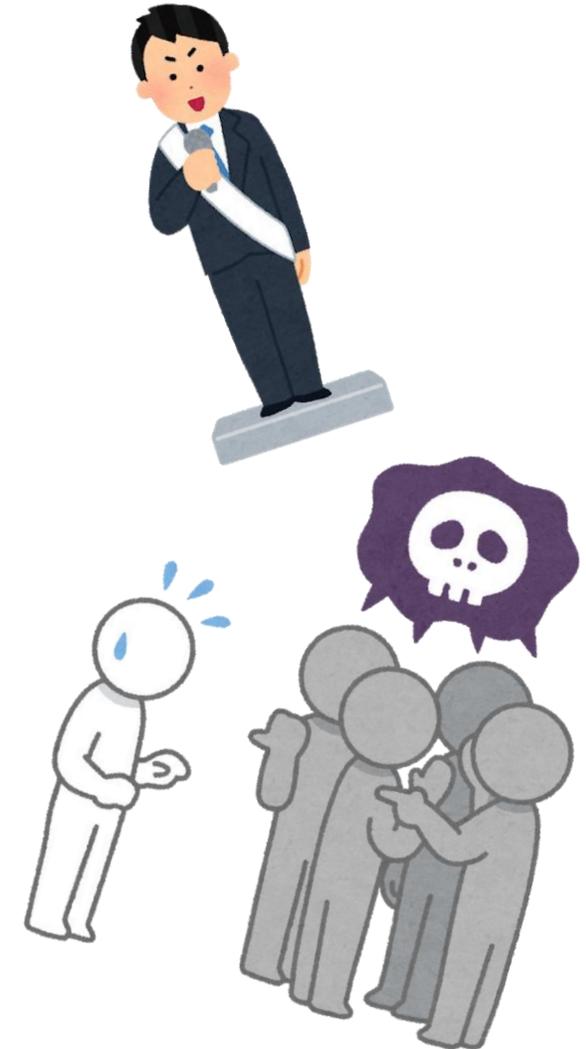
みなさんには、「対話」をしていた
だこうと思って、お集まりをいた
だきました。色々な立場の方の、それ
ぞれの声を、大事にする場を作りたい
と思います。



言い争いや分断は避けたいと思いま
す。みなさんが安心して話ができる
ように、ご協力をお願いします。

当面の場のルール（前回のおさらい）

- お互いの意見に耳を傾けましょう。
- みなさんの声を聞きたいので、1人の人が長く（5分くらい）話していたら、大浦・佐野が止めることがあります。
- 人の話を否定するのはやめましょう。
- ここで話された内容を、ここ以外の場所で話すときには、個人を特定できないようにご注意ください。



この進め方でよろしいですか？

ご要望があれば修正します。